

○ 福岡市政策法務研修とは？

市役所の職員で日頃の業務における法的問題を研究しています。

いわゆる「地方分権一括法」が平成 12 年 4 月に施行されたことにより、地方分権の推進が図られ、地方自治体（都道府県又は市町村）が議会の議決を経て制定する条例、首長（知事又は市町村長）が制定する規則などの対象範囲が広がりました。

福岡市では、地方自治の本旨に基づいて法律を解釈し、運用するとともに、様々な施策を自主的・主体的かつ積極的に自治立法（条例・規則の制定）により実現していくため、平成 11 年度から、教育・環境・建築などの様々な分野の職員が集まって「福岡市自治立法研究会」を発足させ、福岡市にふさわしい自治立法のあり方について、毎年度そのメンバーを一新しつつ、3 年間の研究活動を行いました。

平成 14 年度からは、この自治立法研究会を「福岡市政策法務研修」に発展させ、外部講師による自治立法に関する講義や研究活動に対する助言・指導を新たに導入し、研修の過程で課題や問題点を整理して自治立法試案を立案し、具体的施策の立法化にこれを役立てることにより、市全体の知識として蓄積・共有していくため、研究を続けました。

平成 21 年度からは、研修のテーマを自治立法試案の立案に限定せず、日頃の業務において制度上の問題などで法的な整理が課題となっているものに関して、法律上、どのような問題があるのか、どのように対応することで問題の解決が図れるのかについて、外部講師による講義及び助言・指導を受けながら、じっくり議論して整理・検討し、その過程を取りまとめることも行っており、研究を続けています。